

社会福祉法人みつわ福社会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みつわ福社会（以下「当法人」という）定款第8条、第21条及び評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 職務の為出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- (3) 会議等に出席しタクシー等の使用をした場合の代金は支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等については、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 当該会議に出席した都度、支給する。

- 2 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額は控除して支給する。

(端数の処理)

第6条 この規定により計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第8条 この本規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表1

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	税込額 11,137円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	税込額 11,137円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	税込額 11,137円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	税込額 11,137円

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席	税込額 11,137円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	税込額 11,137円

(4) 評議員選任・解任委員

	日額
委員会への出席	税込額 11,137円